

岡崎市内で土壤汚染がありました。

市が岡崎市中村町地内の下水道工事に係る土地において、自主的に土壤調査を実施したところ、砒素及びその化合物について土壤汚染対策法（以下「法」という。）に規定する基準を超過しました。その概要は、下記のとおりです。

記

1 調査対象地

岡崎市中村町字西浦 5 3－1 地先

岡崎市中村町字殿街道 6 0－2

2 調査結果内容

(1) 調査の実施期間

平成 2 7 年 1 2 月 5 日～平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日

(2) 調査項目

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、水銀及びその化合物並びにセレン及びその化合物の 8 項目

(3) 土壤汚染の調査結果

砒素及びその化合物について、次のとおり法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壤溶出量 基準	超過地点数 /調査地点数
砒素及びその化合物	0.018 mg/ℓ 0.021 mg/ℓ (最大2.1倍)	0.01 mg/ℓ以下	2 / 2

() 内は、土壤溶出量基準に対する倍率

(4) 汚染の原因について

調査対象地は、道路として使用されており、砒素の使用履歴がないことから、原因不明です。

3 今後の措置について

汚染の発覚した土壌については適切に処分しました。

今後発生する土壌についても適切に処分する予定です。

4 市環境保全課の対応

周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに、飲用井戸の有無を確認し、井戸の所有者に対して飲用しないよう指導を行っていきます。

5 工事関係連絡先

市下水工事課汚水工事班 電話 0564-23-6299